

問い合わせ先

- 津奈木町役場 総務課 ☎78-3111 交通・災害、人事、有線放送 etc. 振興課 ☎78-3112 農業振興、住宅・水道、建設 etc. 住民課 ☎78-3113 住民票、ごみ、保険、住民税 etc. 教育委員会 ☎78-5400 学校教育、生涯学習、体育施設 etc.
- 社会福祉協議会 ☎61-2940
- ゴミ焼却場 ☎78-2584

町内施設案内

- つなぎ温泉四季彩 ☎78-4126 営業／10：00～21：00 休業日／第1水曜、12/31～1/1
- 物産館グリーンゲイト ☎78-2000 営業／9：00～18：00 休業日／第1水曜、12/31～1/2

- つなぎ美術館 ☎61-2222 開館／10：00～17：00 休館日／毎週水曜※祝日の場合は翌日、12/31～1/1

- 津奈木町図書館 ☎78-5400 開館／平日 8：30～17：00 土日祝日 10：00～17：00 休館日／毎週月曜、12/29～1/3

- つなぎ文化センター ☎78-3096 開館／9：00～22：00 休館日／毎週月曜、12/29～1/3

ご存知ですか？ ジエネリック医薬品

医師から処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジエネリック医薬品（後発医薬品）の2種類があります。ジエネリック医薬品は基本的に新薬と同じ成分を使つて製造され、新薬の特許期間の終了後製造されるため、新薬に比べて一般的に価格が安くなっています。そのため、患者さんの薬代の負担が減り、家庭での医療費の節約に役立ちます。これまで、薬代が高いから通院や薬の服用をやめるという場合もありましたが、ジエネリック医薬品の使用により、正しい治療を無理なく続けられる環境が整います。そして、ひいては高騰する医療費の抑制にもつながります。

NTTドコモ緊急速報 エリアメールサービス

気象情報など防災・危機管理に関する重要な情報をお知らせする手段の一つとして、NTTドコモが行っている緊急速報エリアメールを町で活用します。これまででは地震が発生し、震度4以上の強い揺れが推定される地域に、気象庁が「緊急地震速報」として配信していましたが、今後は左表の情報が町に発表された場合に、活用していきます。

配信する情報	情報の内容
避難準備情報	避難の準備を呼びかけるための情報
避難勧告	災害発生の危険が高まったとして、対象地区の住民に避難を勧めるための情報
避難指示	災害発生の危険が切迫していることを伝え、避難を強く勧め促すための情報
警戒区域情報	災害が発生、または、まさに発生しようとしている場合に危険を防止するため、立ち入り制限や退去命令を行うための情報
津波注意報	高さ20cm～1m未満の津波が予想される場合に発表される情報
津波警報	高さ1m～3m未満の津波が予想される場合に発表される情報
大津波警報	高さ3m以上の津波が予想される場合に発表される情報
水防警報（消防団待機水位、氾濫注意水位情報を除く）	各河川で設定されている水位の上昇の見通しにあわせて、消防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断推移、氾濫危険水位に到達した場合に発表される情報
土砂災害警戒情報	大雨により土砂災害の危険が高まった場合に発表される情報
弾道ミサイル情報	ミサイルの発射が行われ、町を含む地域に着弾する可能性がある場合に発表される情報
航空攻撃情報	航空機などが町に対し攻撃を行う可能性がある場合に発表される情報
ゲリラ・特殊部隊攻撃情報	町にゲリラや特殊部隊が接近し、攻撃を受ける可能性がある場合に発表される情報
大規模テロ情報	町にテロの危険が及ぶ可能性がある場合に発表される情報

現在、どこの医療機関でも扱われているわけではありません。ジエネリック医薬品を使うには医師の処方が必要ですので、まずはかかりつけ医師が薬剤師にご相談ください。

- 問い合わせ 住民課保険班 ☎78-3113（内120）

介護保険負担限度額認定の更新はお忘れなく

介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設）に入所または入院中の人や、ショートステイを利用する人は、原則として食費・居住費が全額利用者負担になりますが、世帯全員の市町村民税が非課税の人など所得が一定額以下の人は、申請により負担額が軽減されます。有効期限が6月30日までの介護

社会福祉施設等新任職員研修会を開催

- 日時 6月29日（金） 午前9時30分～午後4時30分
- 場所 特別養護老人ホーム白梅の杜 地域交流センター「あつまろっ家」

保険負担限度額認定証の交付を受けている人に対しては、6月上旬に更新申請書を送付します。必ず6月末日までに保険班へ提出してください。更新申請書を提出し認定を受けられないと、7月からの減額を受けられませんのでご注意ください。今回の認定有効期間は7月1日から翌年6月30日までです。

- 問い合わせ 住民課保険班 ☎78-3113（内119）

将来の年金受給額を増額できる「追納制度」をおすすめします

受給額を増額するためには ... 免除を受けた期間の保険料は、10年以内であれば保険料をさかのぼって納める（追納）ことができます。ただし、免除の承認を受けた年度から3年度目以降に納める場合は加算額がつきます。将来、受け取る年金を増額するためにも「追納制度」をご利用ください。

- 出張年金相談（予約制：0965-35-6123）（年金事務所の職員が相談をお受けします） 6/8(金) 芦北町役場、6/14(木) 水俣市もやい館
- 【問い合わせ先】 八代年金事務所 ☎0965-35-6143 住民課住民班 ☎78-3113（内115）

年金情報

保険料免除申請の受付は7月から

保険料の免除申請制度はご存知ですか？

平成24年度の国民年金の保険料は月額14,980円です。しかし、経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、保険料の免除申請という制度をご利用ください。

免除対象者	本人・配偶者・世帯主の前年所得が、それぞれ一定の基準額を下回る者
免除区分	『全額免除』、保険料の一部だけ免除になる『4分の3免除』、『半額免除』、『4分の1免除』

申請・受付は住民課住民班または年金事務所で受け付けます。